

# 暴風警報等発令時における児童の登下校について

伊賀地方（「三重県北中部」及び「県内全域」を含む）に、「暴風警報」または「暴風雪警報」「特別警報（暴風、暴風雪、大雪、レベル5大雨）」、「危険警報（レベル4大雨）」が発令した場合、児童の安全確保のために、登下校の原則を以下のとおりとします。

暴風警報等・・・「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報（暴風、暴風雪、大雪、レベル5大雨）」「危険警報（レベル4大雨）」のことで、（R8.5.29から新たな防災気象情報が運用されました）

## 1 家を出る時点で伊賀地方に暴風警報等が発令されている場合

### 自宅待機

※学校からの連絡が届いていなくても、児童を自宅で待機させてください。

◇午前11時までに伊賀地方の暴風警報等が解除されない場合、当日の授業は中止し、臨時休校とします。

◇午前11時までに伊賀地方の暴風警報等が解除された場合、学校からの「tetoru」を待つて登校させてください。

（被害状況等によっては臨時休校とする場合もあります。）

※「大雨警報（レベル3）」「大雨注意報（レベル2）」「早期注意情報（レベル1）」が発令されている場合は、原則として登校します。

## 2 始業後、伊賀地方に暴風警報等が出された場合

### 授業を中止し、通学団で帰宅

◇できるだけ地区担当の教職員等が付き添い、安全確認をしながら集団下校させます。

◇学校が危険と判断した場合、安全が確認されるまで学校で待機させます。

## 3 その他

(1) 暴風警報等が出ていなくても、学校が「児童の登校は困難、あるいは危険がある」と判断した場合は、「tetoru」で「自宅待機」「臨時休校」「登校時間の変更」等の連絡をします。

(2) 保護者の皆様が「児童の登校は困難、あるいは危険がある」と判断された場合は、自宅待機等の適切な対応をとり、その旨を学校へお知らせください。

(3) 大雨の中を登校しなければならない場合は、児童にタオルや着替えを持たせてください。

(4) 暴風警報発令等により臨時休校または授業中止後に帰宅となった場合、放課後児童クラブは閉所となります。また、暴風警報等の解除等により児童が登校することになった場合、放課後児童クラブは通常通り開所されます。